

社会福祉法人龍口会 役員報酬及び費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人龍口会定款第5条に規定する理事及び監事（以下「役員」といする。）に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(報酬)

第2条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員が理事会に出席した場合、監査を実施した場合その他法人の業務を行うため旅行した場合は、費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、次の通りとする。

（1）宿泊料 職員旅費規程の5級以上の職務にあるものと同等

（2）日当 5,000円

（3）鉄道賃及び船賃、航空賃、バス賃については実費

（4）車賃

ア 片道 2km～10km未満 500円

イ 片道 10km～20km未満 1,000円

ウ 片道 20km～30km未満 1,500円

エ 片道 30km～40km未満 2,000円

オ 片道 40km～50km未満 2,500円

カ 片道 50km以上 3,000円に1km増す毎に23円加算（全路程を通算して計算する）

(職員兼務理事の特例)

第4条 理事が職員を兼ね、理事として前条第1項に規定する旅行をした場合はこの規定を適用し、職員の旅費規程は適用しない。

(費用弁償の方法)

第5条 費用弁償の方法については、施設職員の例による。

附 則

この規定は、平成8年4月1日から施行する。

平成19年11月 1日 改正

平成21年11月 2日 改正

平成30年 3月22日 改正